

平成25年8月22日
宮崎県総合政策部
生活・協働・男女参画課
女性活躍推進室

宮崎県男女共同参画地域推進員設置要綱

第1 目的

地域において男女共同参画社会づくりに積極的に取り組む宮崎県男女共同参画地域推進員（以下「推進員」という。）を設置することにより、それぞれの地域の実情や特性に応じた男女共同参画社会づくりを促進し、県民誰もが性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる活力ある宮崎県の実現に資する。

第2 活動

- 1 推進員の活動は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 男女共同参画の推進に関する普及・啓発を行うこと
 - (2) 男女がともに協力して実施する地域活動を推進し、社会活動への参画意識を高揚すること
 - (3) 県及び市町村が行う男女共同参画施策の推進への支援・協力に関すること
 - (4) その他男女共同参画の推進に関すること
- 2 推進員は、市町村をはじめ地域における各種関係団体等と連携を図りながら活動するものとする。
- 3 推進員は、その活動をボランティアで行い、その活動に係る経費については自己の負担とする

第3 委嘱

推進員は、次に掲げる要件を全て満たす者について知事が委嘱する。

- (1) 県内に居住する者
- (2) 男女共同参画の推進に関して意欲と奉仕的精神を有する者
- (3) 県が指定する男女共同参画推進のための講座を修了した者

第4 任期

推進員の任期は、委嘱された日から3年が経過する日の属する年度の終期までとする。

ただし、継続の意思がある者は再委嘱することができる。

第5 情報提供

県は、推進員の活動を支援し、地域における効果的な取組を促進するため、推進員に対し男女共同参画に関する各種情報を提供するものとする。

第6 秘密の保持等

- 1 推進員は、その活動を通じて知りえた秘密を漏らしてはならない。
- 2 推進員は、その地位を第2の1に規定する活動を推進する目的以外に利用してはならない。

第7 報告

推進員は、その活動状況等を活動報告書（別記様式）により、毎年度県に報告するものとする。

第8 解嘱

知事は、推進員から辞退の申出があった場合、また、推進員としてふさわしくない行為があった場合には、推進員の委嘱を解くことができる。

第9 その他

この要領に定めるもののほか、推進員の設置に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱の一部改正は、平成26年6月20日から施行する。
- 2 この要綱の一部改正は、平成27年8月6日から施行する。
- 3 この要綱の一部改正は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

（推進員の任期の特例）

平成29年11月10日、平成29年12月3日及び平成30年4月1日に委嘱された推進員の任期は、第4条の規定にかかわらず、令和4年3月31日までとする。

（施行期日）

この要綱の一部改正は、令和3年3月23日から施行する。

附 則

（推進員の継続意思確認期間の特例）

令和2年度末及び令和3年度末に任期が満了した者の継続意思確認期間は、任期満了の翌々年度末までとする。

（施行期日）

この要綱の一部改正は、令和4年5月25日から施行する。

この要綱の一部改正は、令和6年6月10日から施行する。

この要綱の一部改正は、令和8年3月11日から施行する。

宮崎県男女共同参画地域推進員活動報告書

年 月 日

市町村名

ふりがな
氏名

メールアドレス

1 直近1年の活動内容（あてはまるものに☑をつけてください）

- 友人、家族など身近な人に男女共同参画について話した
- 男女共同参画に関する読書や映画鑑賞、研修会等への参加を行った
- 自治会、職場等所属する組織で男女共同参画視点の提案を行った
- 男女共同参画に関する相談への対応のほか、助言等を行った
- 男女共同参画に関する研修や情報誌等の企画・運営に携わった
- 講演会、研修会を行った
- 審議会等の委員として男女共同参画に関わる提案・意見を行った

（上記チェックした活動も含め、具体的な活動内容を教えてください）

2 地域を男女共同参画の視点で見た場合に気になること(その対応等も含めて)

3 男女共同参画地域推進員として活動する上での課題(県や市町村と協働する上での課題を含む)

4 この1年間に参加した研修、おすすめしたい本、映画等

平成26年6月20日改正
平成27年8月6日改正
平成29年8月1日改正
令和3年3月23日改正
令和4年5月25日改正
生活・協働・男女参画課

「宮崎県男女共同参画地域推進員設置要綱」第3の(3)
「県が指定する男女共同参画推進のための講座を修了した者」について

男女共同参画地域推進員の委嘱の要件となる「県が指定する男女共同参画推進のための講座を修了した者」とは、次に該当する者とする。

- 1 宮崎県男女共同参画センターが開催する男女共同参画基礎講座を2年度以内に3回受講し、かつ、その受講の年度の翌年度末までに男女共同参画地域推進員養成講座(実践編)を受講した者。